



8

令和5年8月15日 発行

第77巻 第8号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人 岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)
発行人 岡田 康 浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



宮地やすらぎの里(はす畑)(久米南町) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

Aug.
2023

行政の動き

- 安全週間に岡山労働局長が行動災害防止に 3
取り組む事業場を視察しました
- 『パート・有期労働ポータルサイト』がリニューアル 6
『多様な働き方の実現応援サイト』になりました!
- 令和5年度 働き方改革推進支援助成金のご案内10
- 労働条件に関する総合情報サイトのご案内11
- テレワークの適切な導入及び実施の推進のための14
ガイドラインについて

- 第82回全国産業安全衛生大会のご案内 2
- 中小企業無災害記録証が授与されました 7
- 第36回岡山県ゼロ災運動研究集会のご案内 8
- 衛生管理講習会のご案内 12

協会より

- 悠々自適 15
- 労働災害 - 統計 - 16

第82回

全国産業安全衛生大会



大会テーマ
名古屋の地で掲げよう
安全・健康の旗印



開催期間

令和5年

9月27日(水) → 29日(金)

オンライン限定プログラム視聴期間：令和5年9月27日(水)～10月13日(金)

(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：ポートメッセなごや (愛知県名古屋市)

分科会：ポートメッセなごや

参加費

一般：1名 16,500円 (税込) / 中災防賛助会員：1名 8,250円 (税込)

同時開催
参加費無料

緑十字展2023 ポートメッセなごや

インターネットでのお申し込みは特設ウェブサイトから。

詳しくは中災防ホームページ (<https://www.jisha.or.jp/taikai/>) をご覧ください。

【主催】中央労働災害防止協会

【協力】公益社団法人 愛知労働基準協会・愛知県下地区労働基準協会

【協賛】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、愛知県、名古屋市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県商工会議所連合会、愛知県農工連合会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、公益社団法人愛知県医師会、愛知県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会 (順不同 / 予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

安全週間に岡山労働局長が行動災害防止に取り組む事業所を視察しました (JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区))

今年で96回目となる全国安全週間(7/1～7/7)は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労働災害は全国的に転倒や腰痛といった行動災害が増加を続けており、令和4年の岡山県内における休業4日以上労働災害(新型コロナウイルス関係を除く)をみると転倒が505件で全体の23%、腰痛等の動作の反動は358件で全体の16%となっており、行動災害だけで約40%を占めています。これらの要因は様々ありますが、特に労働者の高齢化が高まっていることが考えられます。

行動災害を減らすために作業環境管理や作業管理の改善を進め、また、高齢労働者を中心に安全に作業を行うことができる身体能力の向上を図ることは急務といえます。



こうしたことから、岡山労働局長(成毛 節)は全国安全週間中の7/3(月)に行動災害防止に積極的に取り組まれている事業所の視察としてJFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区)(以下JFEスチールと表記)を訪問しました。

JFEスチールでは約20年前に労働者の高齢化等による行動体力の低下を原因とする転倒災害や筋骨格系疾患が多発したことを契機に、作業環境管理や作業管理の改善を推進してきました。

しかし、それだけでは加齢による行動体力の低下を防止することができないため、安全に働くために必要な体力を「安全体力®」と定義し、作業環境管理や作業管理の改善と並行してその向上を図ってきました。

その一つ目のポイントとして、労働者一人ひとりの「安全体力®」の把握を行うためのスクリーニングテスト「安全体力®機能テスト」を開発しました。

この「安全体力®機能テスト」は、全労働者が定期健康診断と共に毎年行います。労働者自身の気付きに加え、現在の身体能力を数値化することにより、中長期的な体力の変化(衰え)を的確に把握することを可能としています。

また低体力と判断された労働者は運動指導を受け、改善を図る仕組みになっています。

二つ目のポイントとして、腰痛など筋骨格系疾患を防ぐための「アクティブ体操®」part I、転倒災害を防ぐための「アクティブ体操®」part IIを開発しました。

それらをJFEスチールでは毎日各職場実施しています。継続的に体操を行うことにより、多くの労働者の「安全体力®」は維持・向上し、行動災害の件数が長期的に年々減少しています。

このようにJFEスチールにおける行動災害の減少につながった「安全体力®機能テスト」と「アクティブ体操®」の実施状況を岡山労働局長が視察し、実際に体験しました。

まず安全健康室ヘルスサポートセンターにおいて、アスレティックトレーナーの乍氏より「安全体力®機能テスト」のうち「5mバランス歩行」「片脚立ちテスト」「2ステップテスト」の説明を聞きました。

その後、岡山労働局長や倉敷労働基準監督署長をはじめ、取材に来られた記者の方々にも体験してもらいました。



40cmの椅子から片脚でふらつきながらもなんとかギリギリ立ち上がることができた成毛岡山労働局長(以下、成毛局長)。



よろけてしまい、うまく立ち上がることができなかった金武倉敷労働基準監督署長(金武署長)は身体能力の低下をしみじみ痛感しました。



5mバランス歩行では基準値となる時間を大きくオーバーしてしまった成毛局長。足元が見えない状況で直線を歩くのはかなり難しいと感じました。



比較的スムーズに歩行することができた岸本健康安全課長(以下、岸本課長)。



2ステップテストでは股関節の柔軟性の低下が明らかになった成毛局長。乍氏から「家でもできるトレーニングに励んでください」とアドバイスされました。



岸本課長は自信をもって臨みましたが、思ったより記録が伸びず、身体能力の低下を感じることでありました。

「安全体力®機能テスト」を体験した成毛局長・金武署長・岸本課長はいずれも50歳代であり、まさに身体能力(柔軟性・脚筋力・平衡性)が顕著に低下する年代です。3人は普段の業務においては現場に出ることも少なくなり、デスクワークが中心となる中、今回の「安全体力®機能テスト」を体験してまざまざと自身の身体能力の低下に気付く結果となりました。

続いて、JFEスチールの「棒線工場」に赴き、当該工場の労働者のみなさんが行う「アクティブ体操®」を見ながら、成毛局長をはじめ視察メンバー全員及び取材に来られた報道陣のみなさんで実践しました。



「アクティブ体操®」を毎日行っているJFEスチールの皆さんは指先までピシッと伸びていて、流石だなと思わせる美しさでした



JFEスチールのみなさんの行う「アクティブ体操®」を見習いながら必死にくらいつく視察メンバー



「アクティブ体操®」の想像以上のハードさに視察メンバーはゼーゼーと息を切らしながら...



股関節を広げる体操では痛みで悶絶する成毛局長

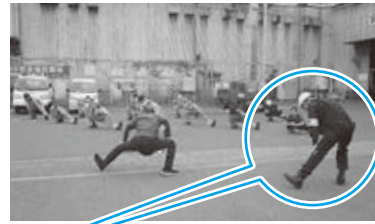
体操終了後、成毛局長は「棒線工場」の労働者のみなさんと意見交換を行いました。

「毎日行う「アクティブ体操®」のおかげで身体能力が維持されているのを色々なシーンで実感することがあります」との意見を聞くことができました。

また、現在は「アクティブ体操®」は2種類（partⅠ、partⅡ）がありますが、是非partⅢも開発して欲しいとの意見も聞かれました。

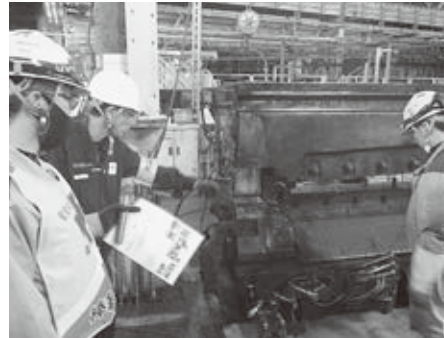


「局長は腰が全然下りていなかったですよ！」と叱咤激励されるシーンもあり、成毛局長は苦笑いでした。



アクティブ体操®が労働者のみなさんに定着し、その効果を認められていることを感じることができました。

続いて「棒線工場」で行われている安全対策等を視察しました。



工場内においても労働者の身体能力を補助するリフトを設置されるなど、行動災害（腰痛）防止対策を取り入れられているのが印象的でした。

最後に成毛局長から全国及び岡山県内における行動災害の発生状況等を説明しました。（報道陣向け）

「全国における労働災害の発生状況の推移を型別に見ていただきます。平成元年ははさまれ・巻き込まれや墜落・転落による災害が多く発生していましたが、近年は転倒や腰痛など人の行動に起因する「行動災害」の発生数の増加が著しく、昨年は転倒による死傷病者数が3万5千人を超え、労働災害全体に占める割合も過去最高（約27%）となりました。

続いて昨年の岡山県内の状況をご覧いただきますが、こちらも労働災害全体の23%を転倒、16%を動作の反動・無理な動作による腰痛などが占めており、行動災害への対策が重要だということがわかります。

とりわけ事業者の皆様におかれましては転倒災害についてはハード面の対策のみならず、本日視察させていただいたJFEスチールのような体力づくりといったようなソフト面の対策にも力を入れていただければと思います。」



記念撮影



（左）成毛局長

（右）JFEスチール 堀澤所長

『パート・有期労働ポータルサイト』がリニューアル / 『多様な働き方の実現応援サイト』になりました!

- ◆正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差を解消するため、「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月に全面施行されました。
- ◆『多様な働き方の実現応援サイト』においては、法律のポイントのほか、様々な情報を発信していますので、ぜひご活用ください。

01

何のためのサイト?

- 公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）の取組
 - 職務内容、勤務地域、勤務時間などの範囲が限定されている多様な正社員制度の普及
- などについて有用な情報を提供するためのサイトです!



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター 「パゆう」ちゃん

?

02

誰のためのサイト?

- パート・有期雇用で働く労働者の方
- パート・有期雇用労働者を雇用する事業主の方
- 短時間正社員制度など多様な正社員制度に興味がある労働者や事業主の方



03

どんな情報が掲載されているの?

- 「パートタイム・有期雇用労働法」のポイント、取組を行う企業向けツールやマニュアルのご案内、同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例など
- 短時間正社員制度など多様な正社員制度の概要、その導入方法、導入企業の事例など



■多様な働き方の実現応援サイト

URL <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



中小企業無災害記録証が授与されました!!

恒次工業株式会社(和気郡和気町衣笠3-1)

同社では、令和2年9月5日から無災害を継続し、令和5年3月14日に記録（第一種・努力賞・700日）を見事達成し、今年4月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、5月1日付けでその交付が決定し、6月20日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、恒次 一 代表取締役様に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は金属製品製造業、次回の「第二種・進歩賞・1,400日」も達成されますことを祈念いたします。



恒次代表取締役

◆代表者からのメッセージ

この度は無災害記録証（努力賞第一種）を授与いただき誠にありがとうございます。おかげさまで2回目の無事故無災害700日を達成しました。この成果は安全意識の高さとチームワークの賜物だと、従業員一同、喜んでおります。

弊社は和気町で鉄筋を加工して、溶接金網を製造している会社です。加工された溶接金網は水路や擁壁など、土木工事や建築工事に使用される、鉄筋コンクリートブロック製品の骨組みになります。目に見えないところで、皆さんの生活を支える仕事です。

これからも社会でお役に立てるよう、お客様に安心して製品を提供できる企業を目指し、従業員の安全と健康を守っていく所存です。今回の受賞で気を緩めることなく、安全に関する教育・訓練を通し、危険予知やリスク管理の能力を高め、より一層安全活動に力を入れてまいります。引き続き安全第一の精神で、無災害記録更新へ取り組んでまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

恒次工業株式会社 代表取締役 恒次 一

中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

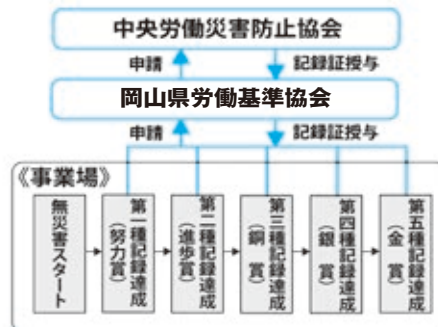
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・中央労働災害防止協会ホームページ [無災害記録証](#)
- ・岡山県労働基準協会 Tel.086-225-3571

検索

令和5年 年間標語

危ないよ 声を掛け合い 安全確認 つなぐ言葉で つながる明日

第36回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事業者 殿

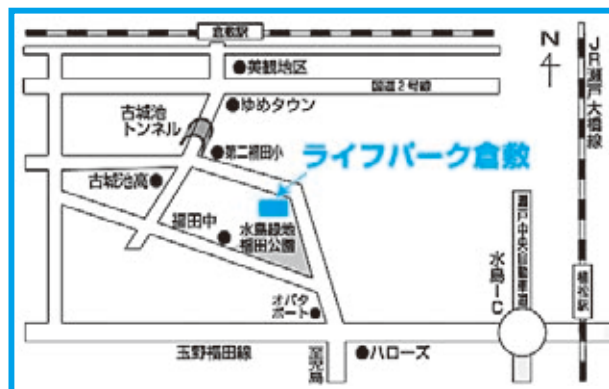
 一般社団法人岡山県労働基準協会
 安全衛生委員会

<https://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。
 当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 令和5年8月29日（火）
13:30～16:00（受付13:00～）
2. 会 場 ライフパーク倉敷
（倉敷市福田町古新田940）
3. 参加費 1名 2,200円（資料代、消費税込）
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等
5. 定 員 300名



時 間	テ マ	講 師 等
13:30	ゼロ災コール	
	開会あいさつ	安全衛生委員会 委員
13:35～14:05	講演 「最近の労働安全衛生行政から」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 岸 本 英 明 氏
14:05～14:20	休 憩	
14:20～15:55	特別講演 「ゼロ災運動の目指すもの」 ～ゼロ災運動50周年を迎えて～	中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 次長 武 井 勝 一 氏
16:00	閉会あいさつ	安全衛生委員会 委員

6. 申込方法
- ①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索

当協会ホームページからお申し込みください。
- ②窓口・FAX申込

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7. その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円+振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、集会当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8. 窓口申込先

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支 部 名	所 在 地	TEL 番号	FAX 番号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安 全 衛 生 会 館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

(様式)

*4010

第36回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

※受付	氏 名 (フリガナ)	※受付	氏 名 (フリガナ)
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()	支 払 方 法	参加費 ____ 名分 ____ 円 を ____ 月 ____ 日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会 ②窓口へ持参 ※※当日はご遠慮ください※※
所 在 地	〒 ____ 都道 ____ 市 ____ 府県 ____ 郡 ____ 区		
ご 担 当 者 職 氏 名			
ご 連 絡 先	TEL () - FAX () メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本集会の的確な実施のためにのみ使用します。

■ 働き方改革推進支援助成金のご案内 (令和5年度) ■

働き方を変える

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、以下の①～⑤の5つのコースがあります。

→ **申請期限：令和5年11月30日** ※予算の都合上、早めに受付を締切の場合あり



① 適用猶予業種等対応コース(建設業・運送業・病院等)

【長時間労働の見直し、休息時間の確保等】

令和6年4月1日から、建設業、自動車運転の業務及び医業に従事する医師に対して、時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

② 労働時間短縮・年休促進支援コース(最大730万円)

【長時間労働の見直し、年次有給休暇の促進等】

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

③ 勤務間インターバル導入コース(最大580万円)

【休息時間の確保】

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

④ 労働時間適正管理推進コース(最大580万円)

【労働時間の適正管理】

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

⑤ 団体推進コース(最大1,000万円)

【事業主団体の人材確保に向けた取組等】

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

各コースの詳細については、厚生労働省のHPをご確認ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、岡山労働局 雇用環境・均等室 宛てお問い合わせください。 **TEL: 086-225-2017**

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら

(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)





暑中お見舞い申し上げます



弁護士法人

太陽綜合法律事務所

TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.

岡山県労働基準協会顧問弁護士（岡山弁護士会所属）
代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補
〒700-0901
岡山市北区本町 6 番 36 号第一セントラルビル 2 階
TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 原田 和 充

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号

TEL (086)252-2111(代)

ホームページ <https://www.okaken.co.jp>

富士ベークライトグループ

菱陽電機株式会社

岡山県小田郡矢掛町小田六六二

富士ベークライト株式会社

岡山県小田郡矢掛町小田六五〇〇

税理士

たけ だ やす お
武 田 育 男〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL : 086-231-1227三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利 文

〒706-8651

岡山県玉野市玉3丁目1番1号

TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

地域とともに
— たまのから世界へ —

笠岡信用組合

いつも地域と共に

「かさしん」は皆様のコミュニティバンクです

本店／笠岡市笠岡2388-40

TEL(0865)62-3100 <https://www.kasaoka.shinkumi.jp>支店／金浦 東 本町 鴨方 井原 里庄 寄島 井原東
岡山 倉敷 玉島 中庄 矢掛 岡山南 福山

日比製煉株式会社 日比製煉所

所 長 下 川 公 博

〒706-8511

岡山県玉野市日比6丁目1番1号 TEL (0863) 81-3191

タカヤ株式会社

井原市井原町 661-1

電話 (0866) 62-2015 (代)

<https://www.takaya.co.jp/>

片山工業株式会社

代表取締役 片山 昌 之

井原市西江原町一〇〇五一一
☎(〇八六六)六二一〇八〇(代)
FAX(〇八六六)六二一〇八四

自然をいたわり 澄みきった水と空気を守る



工業用ろ布製造

岡山中尾フィルター工業株式会社

代表取締役社長 小野洋司

本社工場 〒714-1222 小田郡矢掛町西川面 433

TEL 0866-82-1190

FAX 0866-82-0745



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出 670-1

TEL(0865) 65-0311(代)

FAX(0865) 65-0460

専 新 和 津 児 玉 倉 岡 笠
務 見 気 山 島 野 敷 山 岡
理 支 支 支 支 支 支 支
事 部 部 部 部 部 部 部
長 長 長 長 長 長 長

岡 岡 藤 須 角 下 菅 荒 晝
田 崎 谷 江 南 川 木 田

康 信 英 博 公 雷 眞
浩 平 吾 典 和 博 慎 太 三

一般社団法人
岡山県労働基準協会

労働条件に関する総合情報サイト

お役立ち
情報満載

お問合せ先

岡山労働局 監督課 TEL 086-225-2015

令和5年度衛生管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索

今年も、9月1日から30日を準備期間として、10月1日から7日まで第74回全国労働衛生週間が展開されます。当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している標記講習会を下記のとおり計画いたしました。ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

日 程	時 間	テーマ・講 師
令和5年 9月12日(火) 笠岡市民会館 (笠岡市六番町1-10)	13:30～ 14:30 14:30～14:40 14:40～14:50 15:00～16:30	挨拶 笠岡労働基準監督署長 坪 井 一 倫 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 産業安全専門官 柚 木 伸 也 氏 広報①「岡山産業保健総合支援センターからのお知らせ」 担 当 者 広報②「岡山県備中保健所からのお知らせ」 岡山県備中保健所井笠支所 地域保健課 保健師 岡 本 唯 奈 氏 特別講演「Z世代、ゆとり世代、発達障害労働者等の行動特性に準じた対応」 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科 教授 谷 原 弘 之 氏
9月21日(木) ライフパーク倉敷 (倉敷市福田町古新田940)	13:30～ 14:35 14:35～14:45 15:00～16:30	挨拶 倉敷労働基準監督署長 金 武 邦 洋 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えて」 安全衛生課長 片 島 伸 司 氏 広報「岡山産業保健総合支援センターからのお知らせ」 担 当 者 特別講演「相談事例から考える職場のメンタルヘルスケア」 一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部 産業カウンセラー 大 森 かずめ 氏
9月21日(木) 玉野市総合体育館 レクレーションセンター (玉野市玉2-3-1)	13:30～ 14:35 14:35～14:45 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 犬 塚 浩 司 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 田 口 修 氏 広報「岡山産業保健総合支援センターからのお知らせ」 担 当 者 特別講演「メンタルヘルス」～精神障害等の現状と対策について～ 社会保険労務士／オフィス内田 内 田 直 孝 氏
9月21日(木) グリーンヒルズ津山 リージョンセンター (津山市大田920)	13:35～ 14:45 15:00～16:30	挨拶 津山労働基準監督署長 貞 宗 恵 治 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 西 田 光 男 氏 特別講演「新たな化学物質規制について」 長谷川労働安全コンサルタント事務所 所 長 長 谷 川 勇 氏
9月21日(木) まなび広場にいみ 小ホール (新見市新見123-2)	13:35～ 14:20 14:20～14:30 14:30～14:50 15:00～16:30	挨拶 新見労働基準監督署長 山 路 元 博 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 監督・安衛課 丸 山 淳 弘 氏 広報「新見市からのお知らせ」 新見市健康医療課 担 当 者 講演「カラダにいい事たくさん!ラジオ体操の効果と実技のポイント」 新見市健康医療課 健康運動指導士／NPO法人全国ラジオ体操連盟 公認一級ラジオ体操指導士 田 村 佐 智 子 氏 特別講演「職域におけるストレス対策とコーチングについて」 どうみょう医院 院長／労働衛生コンサルタント 道 明 道 弘 氏
9月26日(火) ビューアリティまきび (岡山市北区下石井2-6-41)	13:30～ 14:35 14:35～14:45 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 犬 塚 浩 司 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 田 口 修 氏 広報「岡山産業保健総合支援センターからのお知らせ」 担 当 者 特別講演「メンタルヘルス」～精神障害等の現状と対策について～ 社会保険労務士／オフィス内田 内 田 直 孝 氏
9月26日(火) 岡山セラミックスセンター (備前市西片上1406-18)	13:30～ 14:40 14:40～14:50 15:00～16:30	挨拶 和気労働基準監督署長 石 橋 秀 紀 氏 指導「全国労働衛生週間を迎えるにあたって」 労働衛生専門官 池 田 恵 一 氏 広報「岡山産業保健総合支援センターからのお知らせ」 担 当 者 特別講演「職域におけるストレス対策とコーチングについて」 どうみょう医院 院長／労働衛生コンサルタント 道 明 道 弘 氏

- 2. 受講料** 会 員 4,400円（消費税、資料代込）
非会員 8,800円（消費税、資料代込）

- 3. 申込方法** ①インターネット申込 岡山県労働基準協会 検索
当協会ホームページからお申込ください。
(会員IDをお持ちでない場合は、TEL (086) 221-2160 へご連絡ください。)
- ②窓口・FAX申込
受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

＜振込先＞中国銀行富田町支店 普通 1613381
一般社団法人岡山県労働基準協会

- 4. その他** 受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

- 5. 申込先** 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉野支部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086) 473-1811	(086) 473-1870
津山支部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086) 282-6532	(086) 282-6506

《様式》

*7040

衛生管理講習会（9月 日 支部）受講申込書

※受付	氏 名（フリガナ）	生 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
	()	S・H 年 月 日
事業所名		受講料__名分__円 を__月__日に ①下記振込先へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会 ②窓口持参 ※講習当日はご遠慮ください※
所在地	〒 ー 都道 市 府県 郡 区	
ご担当者職氏名		
ご連絡先	TEL () ー FAX () ー メール	

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて

本ガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものです。

ガイドラインの概要

テレワークの導入に際しての留意点

- 一般にテレワークを実施することが難しい業種・職種であっても個別の業務によっては実施できる場合があり、管理職側の意識を変えることや、業務遂行の方法の見直しを検討することが望ましいです。
- オフィスに出勤する労働者のみに業務が偏らないよう、留意することが必要です。
- テレワークの対象者を選定するに当たっては、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意する必要があります。
- 不必要な押印や署名の廃止、書類のペーパーレス化、決裁の電子化等が有効であり、職場内の意識改革をはじめ、業務の進め方の見直しに取り組むことが望ましいです。
- 企業のトップや経営層がテレワークの必要性を理解し、方針を示すなど企業全体として取り組む必要があります。

労務管理上の留意点

- 時間外等のメール等に対応しなかったことを理由として不利益な人事評価を行うことは適切な人事評価とはいえません。
- 個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況等により、費用負担の取扱いは様々であるため、労使のどちらがどのように負担するか等についてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則等において規定しておくことが望ましいです。
- オンラインでの人材育成は、オンラインならではの利点を持っているため、その利点を活かす工夫をすることも有用です。

テレワークのルールの策定と周知

- 労働基準法上の労働者については、テレワークを行う場合でも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されます。
- テレワークを円滑に実施するためには、使用者は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に適切に周知することが望ましいです。

様々な労働時間制度の活用

- 労働基準法上の全ての労働時間制度でテレワークが実施可能であるので、テレワーク導入前に採用している労働時間制度を維持したまま、テレワークを行うことが可能です。
- 通常の労働時間制度及び変形労働時間制においては、始業及び終業の時刻や所定労働時間をあらかじめ定める必要がありますが、必ずしも一律の時間に労働する必要があるときには、テレワークを行う労働者ごとに自由度を認めることも考えられます。

労働時間管理の工夫

- 労働時間の把握については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえたものとする必要があります（パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として、始業及び終業の時刻を確認する等）。
- 中抜け時間を把握する際の工夫方法として、例えば一日の終業時に、労働者から報告させることが考えられることや、中抜け時間について、休憩時間として取り扱い終業時刻を繰り下げたり、始業及び終業の時刻の間の時間について、休憩時間を除き労働時間として取り扱うことも可能です。
- 長時間労働等を防ぐ手法として、「メール送付の抑制」や「システムへのアクセス制限」等の手法が考えられます。

安全衛生の確保

- 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト（事業者用）」を活用する等により、健康相談体制の整備や、コミュニケーションの活性化のための措置を実施することが望ましいです。

労働災害の補償

- 労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となります。

ハラスメントへの対応

- 事業主は、テレワークの際にも、関係法令・関係指針に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等を行ってはならない旨を労働者に周知啓発する等、ハラスメントの防止対策を十分に講じる必要があります。

セキュリティへの対応

- 情報セキュリティの観点から全ての業務を一律にテレワークの対象外と判断するのではなく、関連技術の進展状況等を踏まえ、解決方法の検討を行うことや業務ごとに個別に判断することが望ましいです。

問合せ先

岡山労働局 雇用環境・均等室
TEL 086-225-2017

▶ ガイドラインの詳細はこちらをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

テレワーク ガイドライン 検索



悠々自適

岡山労働局労働基準部
健康安全課長

岸本 英明

「悠々自適」について語るときに 私の語ること

午後からの予定がキャンセルになり、昼から有給休暇を取得しました。

庁舎を出ると空は青く、風は爽やかです。そして私は自由です。

まずは昼飯を食べなければなりません。食べなくてもいいのですが、お腹が空いてきました。ラーメン屋で餃子とビール？蕎麦屋で天婦羅と熱燗？冷やもいいかも。

結局、定食屋でおでんと焼酎の水割り。この微かな背徳感。私は自由です。

昼間から良い気持ちになり店を出ます。駅には制服姿の高校生の姿がチラホラ。学校は終わったのかなあ。学生気分、いいなあ。でも今の私は彼らより自由です。

駅の電光掲示板を見ます。ちょうどいい電車があります。これを逃すと、次は三〇分後。本屋に寄ります。週刊誌をパラパラ。木製書架の背表紙を横目に、家に図書館で借りたまま読んでいない本が三冊あ

ることを思い出しました。

電車に乗ります。乗客は疎らです。通勤時とは車内に流れる時間の速さが違うように感じられます。穏やかで、緩やかで、心地良いです。

年配の旅行客らしいグループ。子連れのお母さん。ラケットを肩に掛けた大学生らしき青年。そして、有給休暇を取得した私。

勿論、スーツ姿のサラリーマンも。ご同輩、お疲れ様です。

車窓に流れる景色に目をやると、新緑が眩しく、ツバメが空を舞っています。田植えが終わったばかりの水田に太陽が光っています。鉄橋に差し掛かると川面には水鳥が浮かんでいます。遠くには建設中のマンションでしょうか、クレーンがゆっくり旋回しています。

軽く酔いも回ったのでしょうか、眠たくなってきました。私は自由で、空は青く、日差しは柔らかいです。

家に着いたら、図書館で借りた本を読もうかなと、薄れゆく意識の中で微睡んでいたところ、思い出しました。本稿の締切日が遠ざかっていくことを。私にはやらなければならないことが有ったのです。

こんな私の「悠々自適」。有給休暇は計画的に取得しようと自分自身に言い聞かせたところで、ちょうど紙幅が尽きました。

追記 日本の有給休暇取得率は六割を下回ります。
(厚生労働省 令和四年就労条件総合調査)



(一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センターでは 健康診断や作業環境測定・産業保健活動サービスを実施しています

一般健康診断

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を受診いただけます。

●定期 ●雇入れ時 ●海外派遣時 ●特定業務従事者 ●深夜業務従事者 など

特殊健康診断

一般健診とは別に、有害業務に従事する労働者は業務内容に応じた健康診断を受診する必要があります。これらの健康診断を総称して、特殊健康診断といいます。

●じん肺 ●有機溶剤 ●鉛 ●特定化学物質 など

行政指導による健康診断

対象となる特定の業務に従事している労働者に対し実施する健康診断です。

●VDT ●騒音 ●腰痛 ●振動 など

作業環境測定

労働安全衛生法に基づく各種作業環境測定を実施いただけます。

●粉じん ●特定化学物質 ●金属 ●有機溶剤 ●騒音 など

産業保健活動

健康支援活動を行っています。

●産業医 ●保健指導 ●健康教育 ●ストレスチェック

●ご不明な点がございましたら、

労働衛生センター(TEL 086-281-4500 FAX 086-282-6548)まで

お気軽にお問合せ下さい。



